



栃木県公報

令和3(2021)年
3月9日(火)
第185号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 179
- 土地改良区定款変更の認可..... 180
- 共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 181
- 道路の区域の変更..... 181
- 道路の供用開始..... 181

調達等公告

- 入札公告..... 182

告示

栃木県告示第百十号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和三年三月九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
主管 部	主 管	補助金	交付の目的	交付の対象	交付	主管 部	主 管	補助金	交付の目的	交付の対象	交付
課	管	等の名		である事務	率又	課	管	等の名		である事務	率又
称	称			又は事業の	は金	称	称			又は事業の	は金
			内容	額	手方				内容	額	手方
略						略					
保健 部	福 祉	高 齢	略			保健 部	福 祉	高 齢	略		
課	策	対	訪	問	看	課	策	対	訪	問	看
シ	ョ	ン	シ	ョ	ン	シ	ョ	ン	シ	ョ	ン
設	備	整	略			設	備	整	略		
備	費	補				備	費	補			
助	金					助	金				
在	宅	要	在	宅	要	在	宅	要	在	宅	要
介	護	高	介	護	高	介	護	高	介	護	高
齢	者	受	高	齢	者	高	齢	者	高	齢	者
入	体	制	コ	ロ	ナ	入	体	制	コ	ロ	ナ
			ウ	イ					ウ	イ	
			年	法	律				年	法	律
			第	百					第	百	
			め	る					め	る	
			知	事					知	事	
			が	別					が	別	
			に	定					に	定	
			者	等					者	等	

略	<p>整備事業費補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染して入院すること等により不在となつた場合に、県が、短期入所サービスを提供する介護サービス事業者等に対し、濃厚接触者である在宅要介護高齢者（以下この項において「要介護高齢者」という。）を確実に受け入れるための空床の確保に要する経費を補助すること等により、要介護高齢者の生活に支障が生じることのない体制の整備を図る。</p>	<p>額</p> <p>二十三号) 第一百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者であつて、知事が適当と認めるものをいう。以下この項において同じ。）等が栃木県在宅要介護高齢者受入体制整備事業実施要綱（令和三年二月二十五日付け高対第千八百十八号栃木県保健福祉部長通知）に基づき行う空床確保及び要介護高齢者の受入れに要する経費</p>
略	略	略

(高齢対策課)

栃木県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3（2021）年3月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
針ヶ谷土地改良区	令和3（2021）年2月22日

上石那田土地改良区	令和3(2021)年2月22日
-----------	-----------------

栃木県告示第112号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、変更後の土地改良事業計画について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条の2第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和3(2021)年3月9日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
上駒生共同施行体	上駒生地区土地改良（区画整理）事業共同施行	令和3(2021)年3月10日から同年4月6日まで	令和3(2021)年4月21日	河内農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年3月9日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年3月9日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木佐野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
324	前	栃木市皆川城内町字馬場743-4 から 栃木市皆川城内町字馬場743-4 まで	18.5～18.5	6.4	
	後	栃木市皆川城内町字馬場743-4 から 栃木市皆川城内町字馬場743-4 まで	18.5～18.5	6.4	

栃木県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年3月9日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年3月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
81	一般県道 上久我栃木線	栃木市都賀町原宿字五反畑2238-2 から 栃木市都賀町原宿字五反畑730-1 まで	令和3(2021)年 3月9日

184	一般県道 安塚雀宮線	下都賀郡壬生町大字安塚字南原955-2から 下都賀郡壬生町大字安塚字前田1621-3まで	令和3(2021)年 3月9日
314	一般県道 佐川野友沼線	下都賀郡野木町大字友沼181から 下都賀郡野木町大字友沼173まで	令和3(2021)年 3月9日

(道路保全課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年3月9日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和3(2021)年度県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4(2022)年3月31日まで
- (4) 履行(納入)場所 栃木県議会議事堂(宇都宮市塙田1丁目1番20号)及び県議会事務局が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、印刷物類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年3月23日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和3(2021)年3月23日(火)午後4時30分 栃木県議会議事堂4階 第2委員会室
- (3) その他 入札説明書は、令和3(2021)年3月9日から同月23日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等

令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)